まいど延長保証規約（自然故障タイプ）

2014年11月25日より適用

まいど延長保証「自然故障タイプ(以下「当保証」といいます)」は株式会社ディーケーシー(以下「当店」といいます)がサービスを販売・提供し、株式会社バリュー・エージェント(以下「運営代行」といいます)がサービスを運営します。本延長保証をご利用の際は延長保証サービス概要、当店保証規定、掲載事項をご覧になったか否かを問わず、それらの内容に同意したものとし、本書記載内容を順守いただきます。

■第1条.　当保証制度の内容

1. 対象製品付属の取扱説明書、本体注意ラベルなどの注意書きに従った正常な使用状態で使用していたにも関わらず、保証期間中に対象製品に本体機能の使用に支障をきたす故障が生じた場合、その故障が電気的・機械的故障でかつメーカー保証規定で保証対象になる故障(以下「自然故障」といいます)とメーカーで診断された場合、故障発生前の状態に戻すための修理費用を保証限度額の範囲内で保証します。
2. 保証する修理費用は、修理工賃及び代替部品代等の修理に関わる費用です。往路の送料、交通費、出張費、設置費、取付工事費などは保証の対象外となります。ただし、メーカーが指定する出張修理対象商品の場合でかつメーカーが遠隔地としている離島及び遠隔地以外の出張費用、及び持ち込み修理対象商品の復路の送料については保証の対象となります。
3. メーカー保証が受けられる場合はメーカー保証を優先とします。

■第２条.　保証の対象とならない費用（お客様のご負担となる主な費用）

修理に関わる下記の費用につきましては保証の対象外となります。

1. 修理の依頼・実施に掛かる往路の送料、交通費、出張費（※）、設置費、取付工事費等の諸経費。

※　メーカーの出張修理対象商品に限り、出張費用が保証の対象となります。
但し、出張修理対象商品でも、メーカーが遠隔地としている離島及び遠隔地の出張料は保証対象外となります。
出張修理対象商品でも、修理の実施を伴わない出張料は、保証対象外となります。

2. 保証を受ける為に掛かる通信費、必要書類提出の為の送料。
3. データの破損、消失による損害、データの復元費用。
4. 修理期間中の代替機レンタル費用、機会損失等の修理費以外の費用。
5. 保証対象外の損害に掛かる費用。（後述の第14条「保証の対象とならない商品」、第15条「保証が受けられない場合」をご参照下さい。）

■第３条.　加入できる商品

当店と運営代行が延長保証制度の対象商品と認めた商品とします。

■第４条.　加入手続き

延長保証サービスへのご加入につきましては、ご注文商品と「延長保証チケット」を一緒にショッピングカートに入れてご注文下さい。
お買い上げ後に加入される場合、確認のため保証対象商品の注文番号を備考欄へ記載下さい。

※　通常据え置きにて使用する商品を会社外で使用し、起こった損害に付きましては保証対象外となります。

■第５条.　保証期間

パソコン・タブレット・プリンターの保証期間は、3年間となります。（以下「3年対象商品」といいます。）
上記以外の商品の保証期間は、5年間となります。（以下「5年対象商品」といいます。）
3年対象商品の保証期間は、ご加入日から3年後の応答日の前日までとします。
5年対象商品の保証期間は、ご加入日から5年後の応答日の前日までとします。
ご加入日とは、メーカー保証開始日（対象商品を当社より出荷した際の送付伝票記載の到着指定日）となります。
初期不良等でメーカー及び販売店より交換品が提供された場合でも、当保証の保証期間は変更されません。
当保証の保証期間内における保証回数に制限はありませんが、全損扱いとなった場合は当該事案の対応完了をもって保証を終了します。

	対象商品	保証期間
3年対象商品	パソコン・タブレット・プリンター	ご加入日から3年後の応答日前日まで
5年対象商品	上記以外の商品	ご加入日から5年後の応答日前日まで

■第６条.　保証限度額

商品購入金額（消費税込）の100%を保証の上限とします。但し、全損扱いに該当する場合は、後述する第7条の定めにより対応します。

■第７条.　全損について

全損の扱いになった場合、保証限度金額の支払いをもって全ての保証を終了します。なお、この場合に延長保証の保証料金の返金は行いません。

以下の場合には、保証対象商品を「全損」として取扱います。

1. 保証の対象となる修理の費用が保証限度額を上回る場合。
2. 保証の対象となる修理を履行する際、製造元の業務停止などの事由により修理が不可能となった場合。

■第８条.　故障発生時の報告義務

故障発生後、速やかにインターネットの「修理ご依頼フォーム」、もしくは書面（FAX、郵送）にて運営代行に報告を行って下さい。いずれかの連絡方法により報告のあった日付を事故の起算日とします。なお、前述の連絡手段をいずれもご利用できない場合は、必ず運営代行へお電話下さい。

■第９条.　ご加入情報の変更の報告義務

下記のご加入情報に変更があった場合、速やかに運営代行までご連絡下さい。

1. メーカー対応により、商品の機種、またはシリアル番号（製造番号）に変更があった場合。
2. 氏名 (氏名の変更は戸籍上の氏名が変わった場合、及び当規約の「第 13 条.　保証の請求者」の 1.※) または、住所、電話番号の変更があった場合。

※ 変更の連絡が無く、登録内容不一致の場合には延長保証を受けられない場合がございます。

※ 登録内容の変更にあたり、変更を証明できる書類の提出を求める場合がございます。

■第10 条.　故障発生後の手続きと保証の請求

修理の手配、修理金額の見積もり等の修理に関わる手続きにつきましては運営代行が行います。運営代行の案内に従い修理を受けて下さい。
当保証規約の「保証の対象とならない費用」や「保証の対象とならない商品」または「保証が受けられない場合」等を除き、ご加入者様のご負担なく修理サービスを受けることができます。
また、修理を受ける際には事前にインターネットの「修理ご依頼フォーム」にて、運営代行へご連絡下さい。運営代行へのご報告がない場合には修理サービスを受けることができませんのでご注意下さい。

■第11 条.　他の保証との関係

延長保証の対象商品が他の保険で担保されている場合、保証の支払額を調整させていただく場合がございます。

■第12 条.　間接損害

前述の「第１条.　当延長保証制度の内容」に関わらず、保証対象商品の使用不能に起因する損害賠償等については延長保証サービスの対象とならないものとします。

■第13 条.　保証の請求者

保証の請求者は下記のとおりとします。

1. ご加入頂きました保証対象商品の所有者として登録されている加入者。
2. 対象商品を加入者から譲り受けた者(以下 「譲受人」 といいます)。

※ 修理ご依頼前に加入者本人から譲受人の 氏名・住所・連絡先 を運営代行へ変更の通知をいただいた場合に限り、請求権は譲受人に移転するものとします。ご連絡頂けない場合は、請求権は譲受人に移転しない事とします。

■第14 条.　保証の対象とならない商品

前述の「第３条.　加入できる商品」にかかわらず、以下の場合には保証の対象とならないものとします。

1. ご加入頂いた商品情報と修理明細書の商品型番、シリアル番号（製造番号）に相違がある場合。

※ シリアル番号が無い商品の場合には、修理明細書の商品と住所が、ご加入情報の商品と住所に相違がある商品。

※ シリアル番号が無い商品の場合には、初回修理時に内部コードを当店及び運営代行にて登録させていただきます。同一商品の 2 度目以降の修理として処理する場合に、当該コードと一致しない商品は、保証の対象外となります。
（内部管理のためご注文メールにシリアル番号の記載はございません。メーカー保証書等をご参照ください。）

2. 本体以外の消耗品、部品、付属品等。

※ 保証の対象となる商品の範囲は、商品の本体（パソコンの場合はディスプレイを含み、テレビ等は本体）のみとし、メーカー、当店、運営代行が消耗品、部品（付属品含む）類と判断する本体以外のものは保証対象外となります。詳細は別紙をご参照ください。

■第15 条.　保証が受けられない場合（次に該当する場合、保証は受けられません）

前述の「当保証制度の内容」にかかわらず、以下に該当する場合は保証を受けることができません。

1. 取扱い説明書、本体貼付ラベル等の注意書に従った使用状態以外での使用によって生じた故障。
2. 水濡れ、破損、汚損による損害。(通常使用、自覚の有無を問わず、液体混入跡・腐食・ヒビ・割れ・破れ・欠損・変形・歪みなどが認められ、外部からの衝撃・圧力・異物混入などが原因と類推されるものも含みます。)
3. 「延長保証加入者書」に記載されていない御買上げ商品の故障。
4. 3年対象商品において、ご加入日より3年経過した後に生じた損害。また、5年対象商品において、ご加入日より5年経過した後に生じた損害。

5. 運営代行に事前の相談無く修理を行った場合。
6. 故意、重過失による損害。
7. 盗難、紛失、置き忘れによる損害。
8. 火災、破裂・爆発、落雷による損害。
9. 設置、工事の原因による故障及び損傷。
10. 第三者の加害行為による損害。
11. 詐欺、横領による損害。
12. 使用上の消耗、経年劣化、商品の変質、電池の液もれ、錆び、カビ、変色、その他類似の事由またはネズミ食い、虫食いによる損害。
13. 使用上支障のない単なる外観上の傷、症状の出ない不良など。
14. 使用上の誤り、維持・管理上の不手際による不具合。
15. 防水仕様商品における水濡れによる損害。
16. 埃などの異物混入で、部品交換を伴わない清掃等のみの修理。
17. 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災による損害。
18. 地震、津波、噴火、および水害などの天変地異による故障及び損害。
19. 日本国外での使用による故障。
20. メーカー保証の対象となる損害、又はメーカーが契約上・法律上責任を負うべき損害。
21. メーカーがリコールを行った後の、リコールの原因となった部品及び部位により生じた損害。
22. 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国、国内の武力行為、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変、又は暴動による損害。
23. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性、その他有害な特性による損害。
24. 差押さえ、徴発、没収、破壊、などの国、又は公共団体の公権力の行為によって生じた損害。
25. 御買上げ商品を勝手に加工、改造する事により生じた損害。
26. メーカーによる初期不良代品交換などで保証登録した製造番号が変わってしまったのに、運営代行にシリアル番号変更届けを出していなかった場合。
27. 製品の使用感、お客様のご都合等による損害や返品。
28. ハードウェアの故障以外の損害。（ソフトウェア不良、ユースウエア障害、ウィルスが原因による不具合。）
29. 汚れなど、部品交換を伴わない修理。（清掃、リカバリー、設定等で完了する修理）
30. グリス（油）切れによる騒音、異音などの故障。
31. 見込修理、予防修理、オーバーホール等。
32. 保証修理の依頼を受けた本製品の点検、診断を実施した結果、故障の存在を確認できなかった場合。
33. その他、検査の結果、自然故障と認められない場合。

■第16条. その他

故障及び損害の認定などについて、当店及び運営代行と加入者との間で見解の相違が生じた場合、当店及び運営代行は中立的な第３者の意見を求める事ができるものとします。

当延長保証制度は、ご加入いただいた後、如何なる理由においても保証契約の解約、保証料の返戻は行わないものとします。

当規約は予告無く変更されることがあり、最新の規約を有効とさせていただきます。

■第17条. 注意事項

- メーカー交換により商品の製造番号が変更された場合は、お手数ですが必ず運営代行までご連絡下さい。
- 住所、電話番号等の変更があった場合にはお手数ですが必ず運営代行までご連絡下さい。
  変更届等のご連絡が無く登録内容不一致の場合、延長保証を受けられない場合がございますのでご注意下さい。
- 当店より発行された納品書は、後日延長保証の加入確認に使用する場合がございます。保証期間中は紛失されないよう大切に保管ください。

【個人情報の利用目的】

お客様の個人情報を利用するにあたっては、下記の利用目的の範囲内で取扱うこととし、その目的範囲を超えて取扱はいたしません。

・保険引き受けの判断　　・保険金お支払い及び各種商品やサービスの提供及び案内

・保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社への確認を含みます）

【個人情報の安全管理措置】

お客様の個人情報につきましては、漏洩・滅失・改ざん等を防止し、厳重に管理致します。

【 別紙 】

自然故障タイプ

■保証の対象とならない商品

1. 消耗品、部品、付属品等。

＜消耗品＞

フィルター、（ごみ取り等）ネット、フィルターボックス、紙パック、替刃、網刃、カッター刃、替ブラシ、カートリッジ、パット、トナー・インク、ストーブ芯、点火ヒーター、パッキン、リング、冷媒ガス、稼働部分のベルト、パッド、管球類、イオン発生ユニット、レコード針及びこれらと同等もしくは類似のもの。

＜部品、付属品類＞

外付けキーボード、入力用ペン、マウス、電池・バッテリー、AC アダプタ、ケーブル、外付けドライブ、外付けチューナー、カード類、メモリー類、リモコン（ホルダー、スタンド等を含む）、コントローラ、レシーバー、3D メガネ、スピーカー（シアターセットの場合はスピーカーの振動部）、ケーブル、コード、アンテナ、ランプ、ネジ、弁、ホース、かご、ブラシ、キャップ・カバー、ケース、バンド、ストラップ、取り外し可能なケース・容器・タンク等、鍵、シート、ダストカップ、パット、マット、枕・クッション、充電器・充電台・置台、各種アタッチメント、及びこれらと同等もしくは類似のもの。

＜その他＞

炊飯器・ホームベーカリー	内釜、内蓋、ホームベーカリー用パン羽根
クリーナー	隙間・ふとんブラシ（ノズル）・お手入れブラシなどのアタッチメント
扇風機	ガード、羽根、ガード止めナットなどの部品類
電子レンジ・IH クッキングヒーター	焼き網、受け皿、排気パネル・カバー
ヒーター・ストーブ	クロスマット、フレームロッド、口金、油受け、電磁ポンプ
FAX・プリンター	記録紙カバー・トレー、プリンター部のヘッド、給紙カセット・自動両面ユニットなどの着脱可能部品、廃インクの吸収パッド及び周辺部品
カメラ・レンズ	シャッター幕及び周辺部品、レンズフード
照明機器	セード
その他	一定回数使用すると交換が必要になるもの及びその周辺部品、液晶のバックライト切れ、フラッシュやライト等、タッチパネル・画面部分の汚れ・キズ、画面の焼きつき

及びこれらと同等もしくは類似のもの。

その他メーカー、当店、運営代行が消耗品、部品、付属品と判断するもの。

2. 単独の機能を有しない周辺機器等。
3. アクセサリー類。

以上

☆故障発生時や延長保証内容に関するご連絡先について☆

■インターネットのご利用が可能な場合、修理のご依頼 は下記アドレスの「修理ご依頼フォーム」からお願い致します

修理ご依頼フォーム URL : https://www.ins-gate.jp/dkc_warranty/application/

■インターネットのご利用ができない場合、修理のご依頼 は下記必要事項を記入しFAXにてご連絡下さい。
FAX 送り先

株式会社 バリュー・エージェント **FAX：0120-917-060**

FAX ご連絡票

ご報告日	年　　月　　日	
ご連絡先の FAX 番号	ー　　ー	
ご加入者名	フリガナ	
	お名前	
ご加入者様 ご連絡先	お電話番号	ー　　ー
対象商品	製造番号 (シリアル No)	
	延長保証 加入番号	
お問い合わせ内容 事故の概要など		

■修理手続き・延長保証内容に関するご相談はこちら
まいど延長保証運営代行
株式会社バリュー・エージェント

Tel : **0120-992-857** Fax : **0120-917-060** E-mail : **dkc_support@value-agent.co.jp**

URL : **http://www.ins-gate.jp/dkc_warranty/index.html**
営業時間 ： **9:00～18:00** 年中無休 (年末年始を除く)

※ 故障・破損等のお問い合わせや事故のご連絡は上記「修理ご依頼フォーム」、または下記をご記入後 FAX にてご連絡下さい。
※ 故障内容の正確な情報記録のため電話による修理依頼はお断りしております。必ず「修理ご依頼フォーム」からお願いします。